

# 変動金利定期預金[単利型]

令和3年3月22日現在

商 品 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>変動金利定期預金 [単利型]</li> </ul>
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人、個人</li> </ul>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式…1年、2年、3年</li> <li>満期日指定方式…1年超3年未満</li> <li>定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます</li> </ul>
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>100円以上</li> <li>1円単位</li> </ul>
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> </ul>
利 息 (1) 適 用 金 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>変動金利</li> <li>預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた定期預金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 預入金額 300万円未満 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金&lt;M型&gt; (300万円未満)を指標金利とします。</li> <li>* 預入金額 300万円以上、1,000万円未満 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金&lt;M型&gt; (300万円以上)を指標金利とします。</li> <li>* 預入金額 1,000万円以上 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金 (1,000万円以上)を指標金利とします。</li> </ul> </li> <li>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> </ul>
(2) 利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。</li> </ul>
(3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。</li> </ul>

税金	<p>個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人は総合課税となります。</li> </ul>
手数料	_____
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として満期日前に解約することはできません。</li> <li>満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表（※1）の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。</li> <li>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</li> </ul> <p>※1. 別表「<a href="#">定期預金の中途解約利率表</a>」</p>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は<a href="#">ホームページ</a>でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表（※2）のとおり受付けております。</li> </ul> <p>※2. 別表「<a href="#">苦情・紛争等の受付窓口</a>」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。</li> </ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>